

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、C支店において内務作業に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、作業中、荷物を持ちながら上体をひねった際、腰・右大腿・右膝を負傷し、D接骨院に通院し、「腰部捻挫・右膝内側靭帯損傷」（以下「当初傷病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、当初傷病の療養中である平成〇年〇月〇日、作業中にケースを不自然な体勢で台車に積み込んだ際に、腰部を負傷（以下「本件災害」という。）した。翌日、E病院に受診し、「急性腰痛症・椎間板ヘルニア（翌月追加傷病名）」と診断され、その後転医を重ねた後、同年〇月〇日、Fクリニックに受診し、「胸椎椎間板ヘルニア・胸腰椎椎間板ヘルニア・腰椎椎間板ヘルニア・両下肢神経痛」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 4 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を

したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会的事实認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に残存する障害は少なくとも障害等級第12級以上に該当すると主張するので、以下検討する。

#### (2) 神経症状について

G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書等において、「負荷がかかると腰・背部痛。」、「左下肢に力が入りにくい。しびれ(+)」、「右大腿痛が時々みられる。」と述べており、H医師は、同月〇日付け意見書において、「MRI胸椎で軽度右へ膨隆した椎間板ヘルニアを認める。」、「右下肢のしびれを説明するMRI画像所見はない。」、「背部から腰部にかけての痛みを訴える。本人の訴えによれば、今回の災害により症状が発症したとのことである。因果関係は否定できない。」と所見した上で、「腰背部局所に神経症状を残すもの」に該当すると述べている。

以上のことから、当審査会としては、請求人には胸腰椎椎間板ヘルニアによる神経症状が残存しているものの、これは障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

なお、請求人は、神経症状について、より上位の等級と認められるべきとして、独自の見解のもとに縷々主張し、また、自らの主張が専門家により裏打ち

されたものであるとする各種書面等も提出するが、当審査会としては、当初傷病の発症経過、請求人の主張する症状、更には上記医学的見解を総合的に判断して上記の結論に至ったものであり、同主張は認められないものと判断する。

(3) 機能障害について

請求人の胸腰部に係る関節可動域については、決定書に説示のとおり、障害等級には該当しないものと判断する。

なお、請求人は、右足の拳上が左足に比べ1/3に制限されている旨主張するが、G医師作成の診断書には、当該状態に係る記載は認められず、その他一件記録を改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

(4) 以上のことから、当審査会としても、請求人に残存する障害は、障害等級第14級を超えるものではないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。